

国立大学法人滋賀大学の女性活躍推進法一般事業主行動計画

本学において、女性が就業継続し、活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成28年4月1日から平成32年3月31日までの4年間

2. 本学の課題

女性の採用や就業継続は概ね一定の状況にあるが、管理職に占める割合が低い。

- 採用者、在職者に占める女性は一定の割合があり、男女の継続勤続年数の差もないが、管理職に占める女性の割合が低い。
- 管理職を目指す女性が少ない。

3. 定量的目標

管理職に占める女性の割合を12.5%以上にする。

4. 取組内容

女性職員を対象としたキャリア意識の啓発

- 平成28年4月～ 女性職員を対象とするキャリア研修会の実施

働きやすい環境の醸成やライフイベント期等にある教職員に対する支援

- 平成28年4月～ ノー残業デーの推進、定時退勤の呼びかけ等
- 平成28年4月～ 育児、看護、介護の休暇取得の啓発や情報提供
- 平成28年4月～ 管理職に対するワーク・ライフバランスやマネジメントに関する意識啓発